

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

特別減税の手順

Q：私は会社の経理を担当しています。2月分の給料で特別減税を行うのですが、どのような手順で行えばよいのでしょうか。

A：まず特別減税の控除対象者を確認し、控除事績簿の作成、月次給与特別減税額の計算、という手順で実施していきます。

【解説】

月次給与特別減税事務の手順は次のようになります。

(1) 控除対象者の確認

対象者は平成10年2月1日に在職し、かつ、扶養控除等申告書を提出している人（甲欄適用者）です。乙欄や丙欄適用者は対象になりません。

(2) 各人別控除事績簿の作成

① 扶養親族等の数の確認

2月1日以後最初に給料等を払う時の控除対象配偶者、扶養親族の数を確認します。

② 月次給与特別減税額の計算

(2)①の数に応じて、本人18,000円と、控除対象配偶者と扶養親族1人につき9,000円で月次給与特別減税額を計算します。

③ 実際の控除額の計算

月次給与特別減税額の金額が特別減税前の源泉徴収税額より大きい場合には、2月分の源泉徴収税額は0円で、未控除分は3月分以降の給与、賞与で順次差し引いていくことになります。

(3) 給与明細書等への記載

実際に控除した月次給与特別減税額を、給与明細書等に記入してください。

